

控訴事件の判決について

1 事件名

非公開決定処分・裁決取消請求控訴事件

2 当事者

控訴人 川崎市民

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

令和6年(2024年)3月4日 東京地方裁判所に訴えの提起

14日 訴状送達

9月10日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

20日 東京高等裁判所に控訴の提起

11月14日 控訴状送達

令和7年(2025年)2月27日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、控訴人が、妻の提出した住民基本台帳事務における支援措置申出書（以下「本件申出書」という。）に関する書面について情報公開請求をしたところ、中野区長が非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、及び本件処分に係る審査請求について棄却する裁決（以下「本件裁決」という。）をしたことから、本件処分及び本件裁決は違法であると主張し、その取消しを求めたものである。

原判決は、本件処分及び本件裁決が違法なものとはいえないとして控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 中野区長が控訴人に対してした本件処分を取り消す。

(3) 中野区長が控訴人に対してした本件裁決を取り消す。

6 判決

(1) 主文

ア 本件控訴を棄却する。

イ 控訴費用は控訴人の負担とする。

(2) 控訴理由の要旨

当裁判所も、控訴人の請求をいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決に記載のとおりであるから、これを引用する。

※ 参考（原判決の理由の要旨）

- (1) 本件申出書に記載されている情報は、個人生活に関する情報で特定の個人を識別できるから、個人情報に該当し、非公開情報であり、本件申出書の様式部分も含めて非公開とした点でも本件処分に違法はない。また、本件処分は、本件申出書の中に個人情報が含まれていることを理由にされたものであって、原告の妻が支援対象者に該当するかどうかは本件処分の適法性を左右しない。したがって、本件処分が違法なものとはいえない。
- (2) 原告は、同一の違法事由を本件処分の取消しの訴えと本件裁決の取消しの訴えにおいて主張しているところ、本件処分の違法を理由として、本件裁決の取消しを求めることはできない。また、(1)のとおり、原告の妻が支援対象者に該当するかどうかは、本件処分の適法性を左右しないから、中野区長が本件裁決に当たりその検討をしなかったことが本件裁決の固有の瑕疵となる余地はない。したがって、本件裁決が違法なものとはいえない。